

# 夜間学校ニュース

1989年10月13日  
西成区萩之茶屋2-8-9  
旅路の里気付  
釜ヶ崎夜間学校

在日朝鮮人・韓国人・中国人の  
指紋押なつ拒否断固支持！  
定住外国人に市民権を！

## 役所の事情と

## 労働者の事情は等価だ

十月から雇用保険印紙が新しいものになるといふことであつたが、ようやく十二日にして新しい印紙にお目にかかることができた。今回の印紙の切り替えは、二セ印紙が、雇用保険受給のために実際に使われていたことが明らかになつたためである。

から不正受給についてはこのほかウルサイ。それは当然ではあるけれども、不正受給ではなく、たんなる手違いについても、うるさく追及する。

「あいらん」職安は常日頃

その立場からすれば、一時的に替えてなければならぬハズなのだが、そうはなつていない。手持ちの旧印紙を使い切

つてから、新しい印紙を購入手続きのことになつていよう。なぜ、九月の末日なり十月一日なりに、新旧の印紙を交換するといふことができなかったのだろうか。事情が事情なのだから、そうすべきではなかったのか。なぜ、そうできなかったのか聞いてみたいものだ。きつと様々な事情があつて、といふことだろう。さて、「職安」あるいは労働者といふべきかも知れないが、ともかく、「不正

受給」防止に一番重要かたかたでは印紙切り替えがおこなわれなかつたことは確かだ。役所をねばこそ、キツト誰からもおこなわれることなく、誰も傷つかずにスマンテいられるのだと思ふ。もちろん、誰かクビにならばいいと思つていられるわけではない。印紙の貼まちがい、同一事業所担当者など、労働者の側の事情も、もう少し判つて、通一の例の対応をこたいで欲しいといふことだ。誰にもベストはとれないものだ。

釜ヶ崎夜間学校  
毎週金曜日  
夜七時より  
市民館三階

みんなで つくろう  
みんなの 会館  
三人よれば 何とかの 知恵



# 研修と就労のはざま

「違法なことをしたとは思わないが、うかつだった」。四人の中国人の後ろ姿を見送りながら、飯島弥一さん(六八)はため息をついた。名古屋市天白区の鉄筋工場。九月一日、四人は大阪空港から北京へ飛び立った。四人が飯島さんの工場を訪れたのは一年前。肩書は「研修生」。人手不足で悩んでいたところに福井市の人材派遣業者から話を持ちかけられ、飛びついた。「北京の人材交流団体と提携して中国人を受け入れ、日本の鉄筋加工技術を教える」とのふれこみ。期間は一年間で、さら

に「研修」ビザの更新延長ができると言われた。四人は、わき目もふらず働

本人たちはそれも承知だったよ。と飯島さん。昨年から今年にかけて「研

らなかつた中国人たちは、日解体を通じて技術を習得する本側の事情を最後まで理解できなかったという。入管当局は「就労の側面

神奈川県で今年初め、中国からの研修生を受け入れてい

「研修」の位置づけを見直すため、法務省入国管理局は審査基準を策定、八月一日から運用を始めた。「実務研修が研修時間全体の三分の二以内であること」「研修生の配偶者の入国は認めない」……

## 外国人労働者受け入れ 関西財界、対応まちまち

経営者協「慎重」、関経連「前向き」

「難民」の相次ぐ漂着と深刻な人手不足をきっかけに外国人単独労働者受け入れの是非論争が活発化しているが、

関西の財界人(団体)の対応は「硬軟」まちまち。団体の基盤にも違いがあるとはい

理由で外国人を雇う「安易な風潮」を批判。特に最近問題になってくる単独労働者は、「懸念材料が多く当面、現行政策を変更すべきではないと主張。ルールをつくって受け入れるべき」との意見に対しては「それが守られる保証はど

く統括委員会で協議する」とを明らかにした。この問題で関西経済同友会

「事例1」 韓国人不法就労ブローカーの摘発

つ旋した会社からは人夫一人につき日給七、五〇〇円を受取り、その中からあつ旋手数料二、〇〇〇円及び航空運賃前貸し分一、五〇〇円を差引き、残り四、〇〇〇円を各人夫に渡していた。また、同人は、昨年十二月以降二回の来日歴があり、本邦滞在中は本社からあつ旋業務のための滞在費等月約十万円を受け、摘発

されるまでに計五七一人の韓国人人夫をあつ旋するとともに、来日する韓国人人夫には入国審査の際の見せ金を持たせたり、在留期間更新許可申請の際は背広を着用すること、虚偽の住所を記載することなど不法就労が露見しないよう事細かに指導していた。

No.	年	業種	研修	国籍	人数	期間	研修内容	日本語学習	有無	備考
15	89.2	一般建築業 (資本金4,800万円)	委託研修	タイ人	6名	1年	プレキャストコンクリートの鉄筋加工法と配筋法	一部	有	タイ現地法人の従業員に対する研修、特に問題なし
16	89.6	建設金属加工業 (資本金500万円)	有	ミクロネシア人	3名	1年	建築鉄筋加工に関する技術	一部	無	研修終了後の技術の活用に疑義があり、就労に近いと認められた
22	89.2	土木建設業 (資本金2億円)	無	韓国人	17名	6月	建設技術、大型機械の運転保守技術	一部	有	韓国の人材派遣会社からの受入であり、研修を名目とした労働者導入の疑義あり(約2時間)
24	89.1	鉄筋加工業 (資本金1,200万円)	有	中国人	5名	1年	鉄筋加工に関する技術	無	有	研修の必要性が認められず、人手不足による労働者の導入の疑義
25	89.1	鉄筋加工業 (資本金1,200万円)	有	中国人	5名	1年	鉄筋加工に関する技術	無	有	研修の必要性が認められず、人手不足による労働者の導入の疑義
26	89.1	鉄筋加工業 (資本金860万円)	有	中国人	5名	1年	鉄筋加工に関する技術	無	有	研修の必要性が認められず、人手不足による労働者の導入の疑義
27	89.1	鉄筋加工業 (資本金1,000万円)	有	中国人	5名	1年	鉄筋加工に関する技術	無	有	研修の必要性が認められず、人手不足による労働者の導入の疑義
39	89.6	総合プラント建設業 (資本金約62億円)	無	フィリピン人	9名	1年	配管・溶接技術及び工事管理手法	一部	有	海外プラント建設のために設立した海外現地法人会社への技術援助特に問題なし

▲ 研修実施企業に関する実態調査結果(部分) 「国際人派」189.9月号